

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を平成30年4月9日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由（原文のまま）から、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

〇〇さんは子供の頃より知的障害、発達障害（ADHD、アスペルガー、学習障害）があつて養護学校に通っており小・中学校も養護学校である。それプラス16才のバイク事故で頭を打ち、

さらに知的障害が悪化した！また、気おく障害があるがはっきりしている部分もある。高校大学へは行っておらず〇〇さんの親に確認したら中卒である。引きこもり生活中に統合失調症も発症している。いくつか人格がある。高校大学に行ったというもう想もある。くわしく聞くと目が泳ぎ、答えられない。それにも関わらず軽度の判定をする東京都はおかしい。〇〇さんは会話もままならず、アルコール依存症、薬物依存があり、金銭管理もできない！食事もできない！一切風呂に入らない！薬も自分では飲めない！社会性に関しても引きこもりガチでたまに出かけると人ともめて警察の世話によくなっている。タイホされたことも何度もある！女性にいきなり抱きついたこともあるし、男性をなぐったこともある。そのような人が軽度はおかしい！トイレに行かず部屋の中でオシッコやウンコをする。カベをなぐる。大声でさげふ。軽度ではなく中度以上である！

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月12日	諮問
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）
平成30年11月16日	審議（第27回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。以下同じ。）と判定された者に対して交付している。

(2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記

により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。
- (4) 「転居に伴う療育手帳の取扱いについて」（平成6年2月8日付5福障精第717号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「転居取扱通知」という。）は、他道府県の療育手帳を所持する精神薄弱者転入者が18歳以上の場合は、判定機関（本件においては、心障センター）において、愛の手帳の交付申請の手続きを行う。但し、転入者が直接福祉事務所に来所した場合は、福祉事務所は申請書類を仮受理し、住所変更の処理を行った後、申請書類を判定機関に送付すると定める（転居取扱通知1）。また、転入者が愛の手帳の交付申請に当たって、他道府県の療育手帳交付時の判定資料の活用を希望する場合は、申出書を判定機関に提出するとし、上記申出書の提出を受理した判定機関は、

他道府県の判定機関に判定資料の提供を依頼すると定める。但し、他道府県での判定時期等により、愛の手帳の判定が困難な場合は、新たに判定を行うと定めている（転居取扱通知3）。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

検査導入の場面において、補助用紙を見て「えー」と言う。名前を書くように言うと、「見て書いていいですか」と申し出る。見ないで書くように言うと、「最近書かないから…」と一応取り組むが、〇〇の「〇」の字が書けずに途中で困っている。ひらがなで書けるか聞くと、ゆっくりと確かめながら書くが「ち」がどちら向きかわからずずっと悩んでいる。

平仮名の読みが「おとうさん」のみ読め、漢字の読みは「山」は全く思いつかず「なんて読むんですか」と聞く。心理担当者が読み上げても繋がらない様子。「水」も同様に、「すい、みずと読む」と伝えると、「ああ、うちにもあった気がします」と言う。

計算は「学校で「+」って習ったけど、今はよくわからない」と言う。心理担当者がコマを出して、3つ取るように指示するが、よく分からない様子で適当に渡す。そこで、8個のコマを並べてカウントするように指示するが、従えない。心理担当者が、1、2、3と例示するが、「1 2 3、1 2 3、1 2」と数える。全部で何個あるか聞いても答えられない。コマに反応し、「（回す駒のように示して）これコマっていうんですね」と言う。模写についても、指示の内容が理解でき

ず、戸惑いながら直線を描ける程度であった。

現状では、鈴木ビネー検査に取り組める状況ではないと判断し、知能検査はここまでで切り上げとした。

以上のことから「程度不明」と記載されている。

イ 「知的能力」について

上記アの知能検査の場面では、請求人は検査に取り組むことはできなかったが、〇〇県判定資料によれば、請求人は定時制高等学校を卒業後、私立大学（福祉学科）に入学し、その後一般就労したことがあることが記載されている。そこから、18歳当時の知的能力は4度以上であると推定される。請求人は、「養護にずっといていた」とのことであるが、どの学校であるかは思い出せず、客観的な資料の提出もなかった。また、今回、〇〇県から単身で上京し、転入手続や生活保護の申請等を行っている。

以上のことから、個別判定基準表における「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に相当する「4度」と記載されている。

ウ 「職業能力」について

請求人は、作業場への通所を希望していると本件直接判定時の面接において述べている。判定の場面では検査等の教示に応じることは困難であったが、直接判定に至る経緯において、判定の必要性を理解し、必要なものを準備して、知人に頼んで予約時間に間に合うよう〇〇駅に送ってもらって来所したと話し、単独で帰宅している。

以上のことから、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」に相当する「3度」と記載されている。

エ 「社会性」について

請求人は、引きこもりがちではあるものの、生活保護を受

けながら単身生活を維持している。また、必要に応じて、電話や直接出向くことにより問い合わせ等を行うことも可能である。一方で、判定時に面接室内で小用を足すなど、社会性に欠ける行為も見られた。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

請求人は、判定時には文字も読めない、書けないと主張しているほか、検査場面での教示の理解も不良であった。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

請求人からは、現在治療中の身体疾患はないと聴取しており、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

請求人は、判定のための電話聞き取り及び本件直接判定時に聴取したところによれば、上京したのは、盗聴や監視がきつくなつたため、上京時の交通手段については、いくつか挙げて尋ねると「あ、バスです！バス！」と言う。知り合いに頼んで切符を買ってもらい、怖かったけど一人でバスに乗ってきたと述べている。

危険物の取扱いについて「包丁は使えますか」と聞くと、「包丁ってナイフのことですよ、ナイフで人を刺したことがあるんですよ。2回。これ言うと警察に…。高校の時と大

人になってから。イライラした時に、サクッと刺した。サクッと入るんですよ。気持ちよかったなー。あー話してたら思い出しちゃった。」と笑いながら話す。

「他に警察沙汰になることは」と聞くと、「人と喧嘩して殴ったり、女の人を襲ったり、薬やって怒られたり、下着一階とかに干してあるやつとか盗ったり、一回は家に入ったら家族の人に取り押さえられて、警察に突き出されたこともあったな、警察にずっといたことがあるんですよ」と述べる。刑務所にいたことがあるかを聞くと、わからないと述べ、警察にいた期間は1ヵ月経ってない位とのことである。

困っていることを聞くと、盗聴と監視以外には、悪口という。「〇〇にいたころから悪口をずっと言われている。部屋に一人でいるとキンキンと音がし頭痛がする。一人暮らしなのに、部屋に犬とかおばあちゃんがいる。道でも見える。霊だと思う。家にいると怖いから公園に行く。」と述べる。今はどうかと聞くと、「人といる時は大丈夫」と述べる。

また、「警察が怖い」、「警察は悪口言われると言いに行っても助けてくれないが、盗んだりとか、女の子触ったりとかすると怒られる。家に来たこともある。こうやって（指紋を）採られたこともある。今も何か警察から手紙が来ているが、読めないのでわからない。」と述べる。

真偽については確認できない事柄が多いが、精神症状を原因とする行動上の障害を有していると考えられる。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当する「2度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

請求人は、食料などの買い物、入浴及び洗濯を知人に手伝

ってもらっており、本件直接判定の日も駅まで送ってもらったという。食事はバナナとカップ麺位と述べており、調理はできないと言う。トイレは自室のものが壊れているため、部屋でして困る、知人に怒られると述べる。どういう状態になっているかを聞いても、はっきりとは説明できない。ただし、本件直接判定の日は、請求人本人からは尿臭や便臭はなかった。

洗面、歯磨き及び髭剃りはしていない（なお、髭は無精髭程度である。）。髪は〇〇で悪口を言われ続けたので、その時は髪が長かったことから、坊主になればバレないだろうと思いい、坊主にしたという。

買い物自体は可能であるが、外が怖くて外出できない。計画的に金銭管理を行うことができず、食べるものにも困ることが度々あると述べている。

以上のことから、「身辺生活の処理がおおむね可能」に相当する「3度」と記載されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中、1項目が程度不明、2項目が4度（軽度）、4項目が3度（中度）、2項目が2度（重度）と記載されている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。ただし、判定結果には、知的障害の点だけでなく、請求人の発達期以降に発症した精神疾患による症状が反映されていることも窺われる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる

判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害、統合失調症」と、心理学的所見欄には「CA33 MA【記載なし】 IQ測定不能（鈴木ビネー改訂版） ・H30.2.2 直接判定当日は検査に乗れず、測定不能であった。 ・H27.12.17 ○○県での判定時は、田中ビネーVにてCA31：6、MA8：8、IQ46であった。」と、社会診断所見欄には「今後、医療と連携しつつ、生活面へも手厚い支援が必要である。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、要するに、請求人の成育歴や現在の生活状況を述べて、本件処分における障害の度数認定は不当である旨主張する。しかしながら、愛の手帳は知的障害者を対象として交付されるものであり（1・(1)）、愛の手帳における知的障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべき（1・(2)及び(3)）ところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であることは、上記2・(3)のとおりである。

なお、本件判定書におけるプロフィール各項目の評価には、〇〇県判定資料及び本件情報提供に基づく請求人の生活歴に関する情報が反映されていることが認められる。したがって、請求人が主張する現在の生活状況ないし面接等の状況と本件判定書において示されているプロフィール各項目の判定とが異なるとしても、そのことをもって、2に述べたとおりその内容において合理性を有すると認められる判定に基づいてなされた本件処分が違法又は不当なものであるということにはならない。

また、請求人は、本件審査請求書とともに、診断書を2通提出している（平成28年3月7日付けで〇〇クリニック〇〇医師が作成したもの及び平成30年4月26日付けで〇〇クリニック〇〇医師が作成したもの）。しかしながら、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するとされているのであるから（1・(2)）、本件判定書作成後に提出された診断書をもって本件処分の効力が左右されるものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）